4　法第六十八条の十五の五第二項第一号に規定する政令で定める連結法人は、資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える連結親法人（法第四十二条の四第八項第七号に規定する農業協同組合等及び第二十七条の十二の三第二項に規定する中小企業等協同組合等を除く。）とする。

5　法第六十八条の十五の五第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその指定事業の用（法第六十八条の十五の五第一項に規定する指定事業の用をいう。次号において同じ。）に供した特定経営力向上設備等につき同条第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額又は法第六十八条の十一第二項及び第三項並びに第六十八条の十五の四第二項及び第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　連結親法人又はその連結子法人で、繰越税額控除限度超過額（法第六十八条の十五の五第三項に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。ロ及び次項第二号において同じ。）を有するものの当該連結事業年度の個別所得金額

ロ　繰越税額控除限度超過額を有する連結親法人の当該連結事業年度の個別所得金額及び繰越税額控除限度超過額を有する各連結子法人の当該連結事業年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該連結事業年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその指定事業の用に供した特定経営力向上設備等につき法第六十八条の十五の五第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額又は法第六十八条の十一第二項及び第三項並びに第六十八条の十五の四第二項及び第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち、当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）

6　法第六十八条の十五の五第十一項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の十五の五第十一項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める金額（当該連結法人が当該各号に掲げる連結法人のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める金額の合計額）とする。

一　中小連結親法人又はその中小連結子法人で、当該供用年度において特定経営力向上設備等を取得し、又は製作し、若しくは建設したもの　当該特定経営力向上設備等につき法第六十八条の十五の五第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額

二　連結親法人又はその連結子法人で、当該連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有するもの　当該繰越税額控除限度超過額のうち法第六十八条の十五の五第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額

7　法第六十八条の十五の五第十二項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の十五の五第十二項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された連結親法人又は連結子法人について、法第六十八条の十五の五第五項の規定により当該承認の取消しのあつた日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額に加算された金額とする。

8　連結親法人又はその連結子法人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウエア（以下この項において「機械装置等」という。）につき法第六十八条の十五の五第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合には、当該機械装置等につきこれらの規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等に当該機械装置等が同条第一項に規定する特定経営力向上設備等に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

9　第三十九条の四十第五項の規定は、法第六十八条の十五の五第五項の規定の適用がある場合について準用する。

第三十九条の四十八第一項中「第六十八条の十五の七第一項第十四号」を「第六十八条の十五の七第一項第十六号」に改め、同条第五項中「第六十八条の九第十二項」を「第六十八条の十一第十三項」を「第六十八条の十一第十一項」に改め、「第六十八条の十四の二第七項」の下に「、第六十八条の十四の三第七項」を加え、「及び第六十八条の十五の五第六項」を「、第六十八条の十五の五第十一項及び第六十八条の十五の六第六項」に改め、同条第六項中「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第十二項」に、「第六十八条の十一第十三項」を「第六十八条の十一第十一項」に改め、「第六十八条の十四の三第七項」の下に「、第六十八条の十五の五第十一項若しくは第六十八条の十五の六第六項」を加え、「若しくは第六十八条の十五の六第六項」に改め、同項第一号イ及びロ中「第三十九条の三十九第二十三項各号」を「第三十九条の三十九第二十二項各号」に改め、同項第三号中「第三十九条の四十一第九項各号」を「第三十九条の四十一第六項各号」に改め、同号ロ中「うち二以上の金額を」を「いずれも」に改め、同号ロ(1)中「第三十九条の四十一第九項第一号」を「第三十九条の四十一第六項第一号」に、「以下この号に」を「(2)に」に、「第六十八条の十一第二項」に改め、同号ロ(2)を削り、同号ロ(3)中「第三十九条の四十一第六項第二号」に、「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第三項」に改め、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　当該一の規定による税額控除可能額が法第六十八条の十五の七第一項第九号の二に掲げる規定によるものである場合　第三十九条の四十四の三第三項に規定する調整前連結税額から控除された金額は、当該金額から次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除した金額とする。

イ　当該規定による税額控除可能額の全部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　当該規定による税額控除可能額

ロ　当該規定による税額控除可能額の一部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　同項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十四の三第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。以下この号において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

第三十九条の四十八第六項第八号イ及びロ中「第三十九条の四十五の二第二十一項各号」を「第三十九条の四十五の二第二十三項各号」に改め、同項第十一号を同項第十三号とし、同項第十号中「第六十八条の十五の七第一項第十三号」を「第六十八条の十五の七第一項第十五号」に改め、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　当該一の規定による税額控除可能額が法第六十八条の十五の七第一項第十四号に掲げる規定によるものである場合　第三十九条の四十六第六項各号に定める金額は、当該金額から次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、その定める金額の合計額）を控除した金額とする。